

職権打刻の方式変更（プレート方式導入）について

道路運送車両法第32条に基づく職権による打刻が、刻印による方式から職権打刻プレートを標示する方式に変更になります。

ただし、職権打刻プレート及びセキュリティラベルを標示することが困難な場合においては、従前のとおり刻印による方式となります。

なお、職権打刻を実施した車両については打刻の位置を特定するため、画像を取得しますのでご協力お願いします。

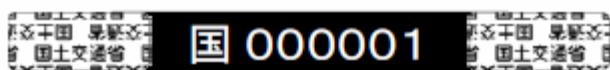
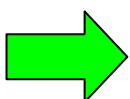
平成21年7月1日以降から適用いたします。

現行

7月以降

車台番号の例

東721東

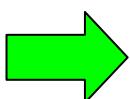


(刻印による打刻)

(金属製プレート + セキュリティラベル×2)

原動機型式の例

東 7 2 東



(刻印による打刻)

(金属製プレート + セキュリティラベル×1)

(注)職権打刻プレート及びセキュリティラベルを剥がすような行為は、道路運送車両法第31条（打刻の塗まつ等の禁止）に該当し、罰則の適用を受けます。

関東運輸局 山梨運輸支局